

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

今日、多くの子ども・若者が、スポーツや文化・芸術、ボランティアなど、様々な分野において活躍していますが、子ども・若者の中には、学習意欲の低下、規範意識の希薄化、そして、ニート、ひきこもりに象徴される社会的自立の遅れなど、憂慮すべき状況が見られるところです。

本市では、平成 13 年 3 月に「とよはしユースプラン（豊橋市青少年健全育成計画 2010）」を策定し、地域社会と一体となって青少年施策の包括的・計画的な推進を図ってきました。

こうした中、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、子ども・若者育成支援施策の包括的推進の枠組みが整備されるなど、子ども・若者に関わる行政は、大きな転換期を迎えています。

子ども・若者を取巻く厳しい現状を踏まえ、21 世紀を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくため、「とよはしユースプラン」をさらに発展させた「とよはし子ども・若者育成プラン」を策定するものです。

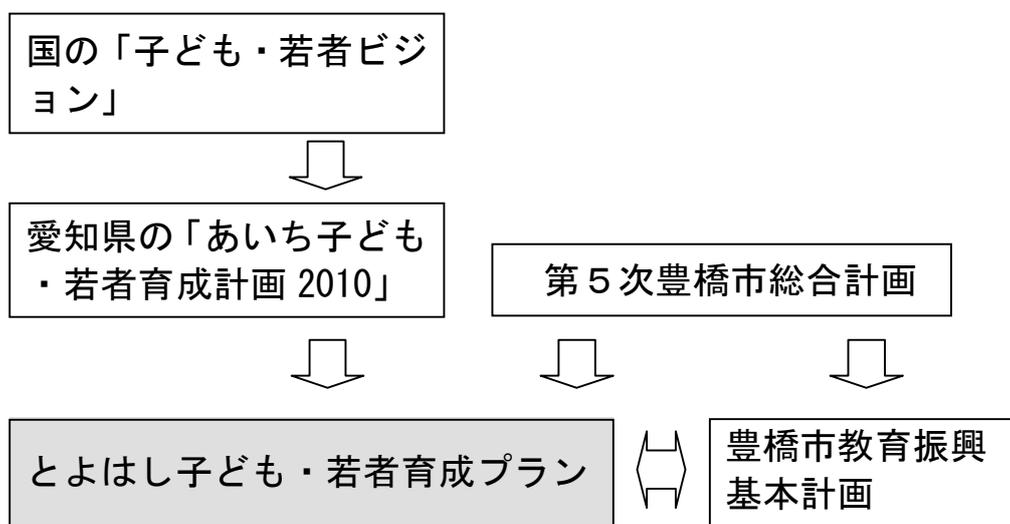
2 計画の位置づけ・期間

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づき、「子ども・若者育成支援についての計画」として策定するものです。子ども・若者育成支援に関する施策は、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など、様々な分野にわたっており、分野の壁を超えて互いに連携・協力して支援ができるよう、包括的な計画として策定します。

本市においては、国の「子ども・若者ビジョン」、愛知県の「あいち子ども・若者育成計画 2010」を勘案して作成します。また、「第5次豊橋市総合計画」の教育分野をより具体化した「豊橋市教育振興基本計画」の部門別計画として位置づけ、「子育て応援プラン」等、子ども・若者を対象とする他の計画とも連携を図り、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を行っていきます。

計画期間は、平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間とし、平成27年度には、取組の見直しを行います。

■とよはし子ども・若者育成プランの位置づけ



※「子ども・若者ビジョン」…子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第8条第1項に基づく「子ども・若者育成支援大綱」として、平成22年7月作成されました。

3 計画の基本理念

子ども・若者の自立をはぐくみ、ともに生きる社会をめざして

子ども・若者が、心身ともに健康で自立した個人として成長し、相手の立場を尊重しながらともに生きることができるよう支援していくことや、地域において子ども・若者と大人が、より豊かな人間関係を築き、ともに支え合い、育ち合うことができる社会の実現を目指していくことが、ますます重要になっています。

こうした状況から、「とよはしユースプラン（豊橋市青少年健全育成計画2010）」で掲げた基本理念を継承し、「子ども・若者の自立をはぐくみ、ともに生きる社会をめざして」を、この計画の基本理念とします。



4 とよはしユースプラン（豊橋市青少年健全育成計画2010）の取組状況

平成13年3月に策定の「とよはしユースプラン」では、計画の基本的な4つの柱を掲げ取り組んできましたが、この間の著しい経済状況などの変化が、子ども・若者と家庭に影響を落としています。そこで、4つの柱ごとに取組状況と変化を検証します。

基本的な柱1 健やかな子どもを育てる家庭環境の充実

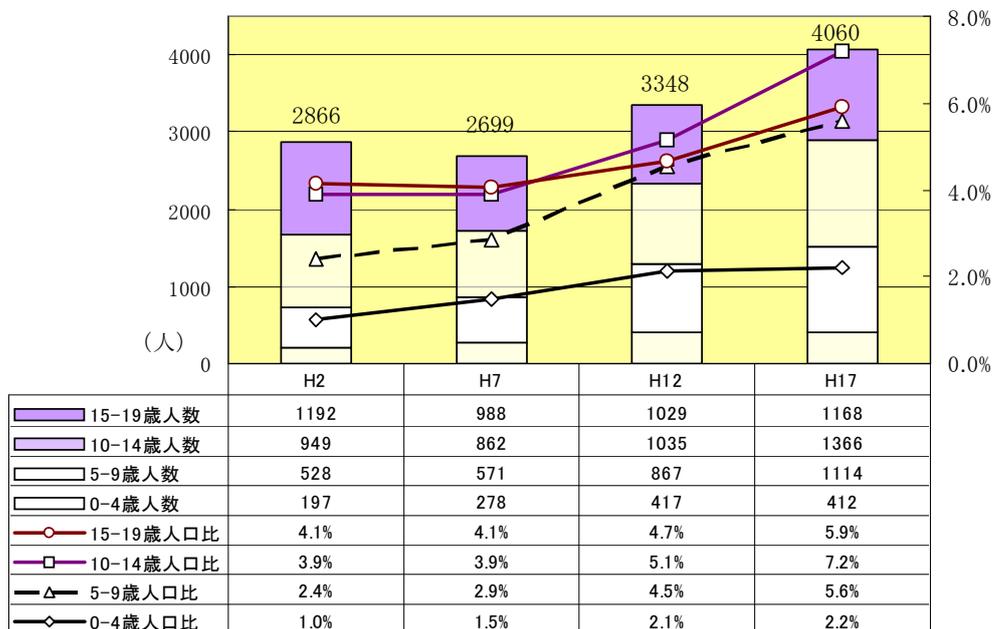
計画期間に、新しくこども未来館やほいっふ（保健所・こども発達センター）が新設されるなど、子育て支援体制が充実されてきました。また、放課後児童クラブの充実、放課後子ども教室の実施、保育園による地域子育て支援や園庭開放、児童虐待防止のためのネットワーク化等、地域や関係機関との連携が促進されてきました。

【課題】

この10年間の家庭環境の変化として注目されるのは、ひとり親家庭の増加です。国勢調査によると、本市のひとり親家庭の子ども・若者の各年齢区分においても、年を追うごとに人口比が上昇しています。[図1]

ひとり親家庭は、子どもの貧困や貧困の世代間連鎖とも密接に結びつき、様々な格差の要因となることが推測されます。よって、ひとり親家庭が抱える様々な問題が、子どもの健やかな成長にとってハンデとならぬよう、家庭教育の重要性について社会全体

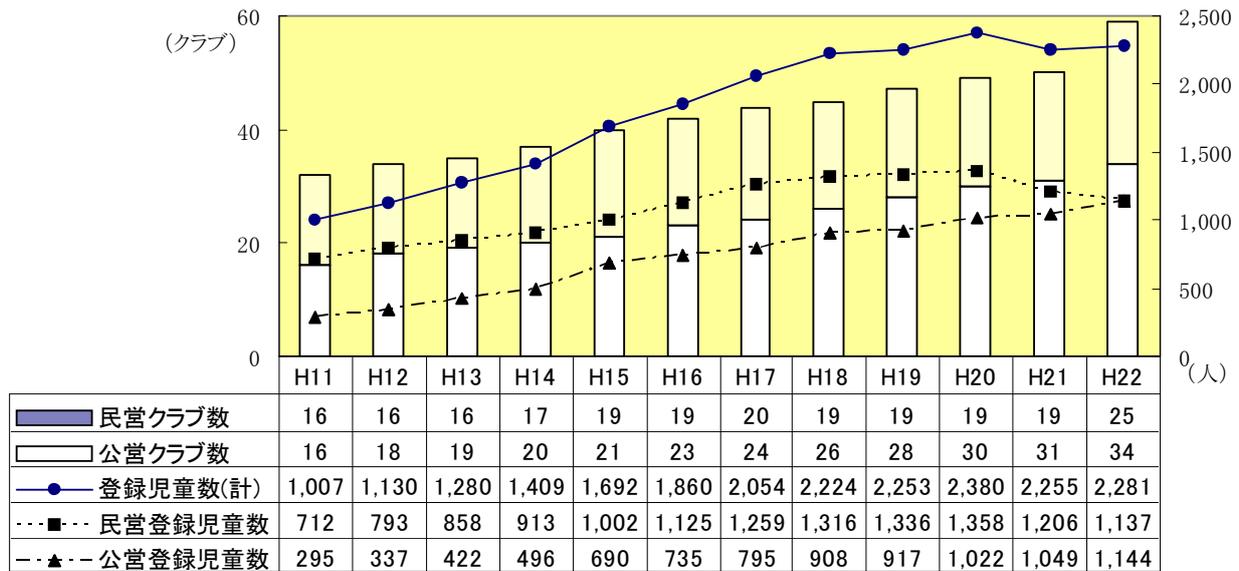
【図1】本市の年齢区分別ひとり親家庭の子ども・若者数及び人口比（国勢調査）



の理解や意識を高め、子ども・若者の健やかな成長を、家庭、学校、職場や地域社会全体で支えていく取組が求められます。

家庭における子育ての問題は、当然、ひとり親家庭の問題だけではありません。父親が外で働き、家庭で母が専業主婦であるといった家庭は減少し、両親とも就労に出る家庭が増えています。本市では、平成21年度の留守家庭児童調査により、全児童の約23%が留

[図2] 豊橋市放課後児童クラブの推移 (各年4月1日現在)



守家庭と推計しています。こうした中、放課後児童クラブの利用のニーズも年々高まり、この10年間で登録児童数は約2倍に増加しています。今後もそのニーズが高まることが推定され、放課後児童クラブが児童の健全育成の重要な柱になると思われます。[図2]

※留守家庭児童調査…「児童の帰宅時に大人が不在な家庭」の児童数について各小学校を通じて行う調査。

基本的な柱2 生きる力を培う魅力ある学校

計画期間に、心を育てる教育や体験学習の推進・生徒指導の充実・教育相談機能の充実・教員の資質向上・国際理解教育の促進・情報教育環境の充実等が図られました。

平成21年の豊橋市の青少年の生活と意識調査では、学校生活について、小中学生の9割近くが「楽しい・どちらかといえば楽しい」と感じ、高校生の8割以上が「満足している・まあ満足している」と答えています。(資料P.34参照) いずれも平成12・17年の調査に比べ増加しており、学校において児童・生徒への学校生活への適応に努める様々な取組の効果とも考えられます。

【課題】

「勉強や進学のこと」といった心配事や悩みが中学生から急激に増加し、高校生でも高い数字となっているので、こうした悩みや不安に対応しながら、学校生活への不適応を防ぐ取組が今後も大切です。

また、「学校が楽しくない・満足していない理由」として、小中学生では「勉強が難しい」が一番多く約36%、二番目以降「友達がいらない」「いじめられる」「居場所がない」といった回答を合わせると30%を超えており、学校生活のなかで孤立しやすい児童・生徒への配慮が求められています。(資料P.34参照)

こうした状況のなか、学校教育は様々な問題を抱え、学校だけでは対応しきれない時代

に入っています。

基本的な柱3 働く青少年のための環境整備

職業訓練センターや各種学校での修学などにより職業能力の開発が促進されました。また、魅力ある農業経営の確立を目指して、研修や交流を進め、農業の担い手の育成が図られました。

さらに、子育て家庭へのファミリーサポート・センター事業や育児・介護休業取得の促進など、男女共同参画社会の実現を目指した取組が行われ、勤労者の就労環境の整備が図られました。

【課題】

計画期間において変化が著しかったのが、若者をめぐる雇用環境です。厳しい経済状況が続くなか、雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者などの急激な増加に加え、失業期間の長期化が大きな社会問題となっており、その解決が求められています。

ニート・ひきこもりについては、深刻な青少年問題として社会的にも捉えられてきています。

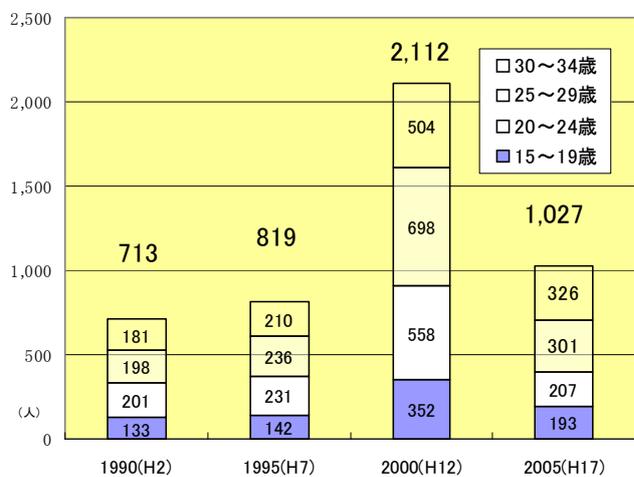
本市のニートに近い概念の若年無業者の数は、平成 17 年の国勢調査では 1,027 人となり、平成 12 年と比較すると雇用状況の好転により半減しました。[図 3]

しかし、女性に比べ男性の無業者数の減少比率は少なく、とくに平成 17 年に 35～39 歳となる 1966～70 年生まれ（35 歳以上となるため、図 3 の平成 17 年の 1,027 人には含まれていない）では、ほとんど改善されていません。[表 4]

このことから、一度、無業者状態になるとなかなか脱出できない状況が推測され、とくに男性では年齢が上がるほど難くなる状況を示しています。一方、35 歳未満の配偶者のいない家事従事者は同年国勢調査では、男性 118 人、女性 911 人いることから、潜在的な若年無業者数は 1,027 人よりもかなり増えるものと考えられます。

以上のように、ニート・ひきこもりといった社会的自立に困難を抱える青少年一人ひとりに応じた包括的・継続的な支援の取組と体制整備が求められています。とりわけ学校教

[図 3] 豊橋市：年齢区分別若年無業者数



資料：国勢調査

[表 4] 豊橋市：生年区分別無業者数 (人)

区分	1990(H2)		1995(H7)		2000(H12)		2005(H17)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
66～70年生	130	71	157	79	275	229	234	122
71～75年生	98	35	161	70	397	301	224	102
76～80年生			102	40	294	264	198	103
81～85年生					222	130	131	76
86～90年生							111	82

資料：国勢調査

育からの切れ目のない支援や対応など、教育・福祉・医療・労働の関係機関との連携や相談窓口を活用した自立に向けた誘導・支援の展開が重要となります。

※若年無業者…若年とは35歳未満。就労も通学も家事もしていない者。

基本的な柱4 青少年を育む地域づくり

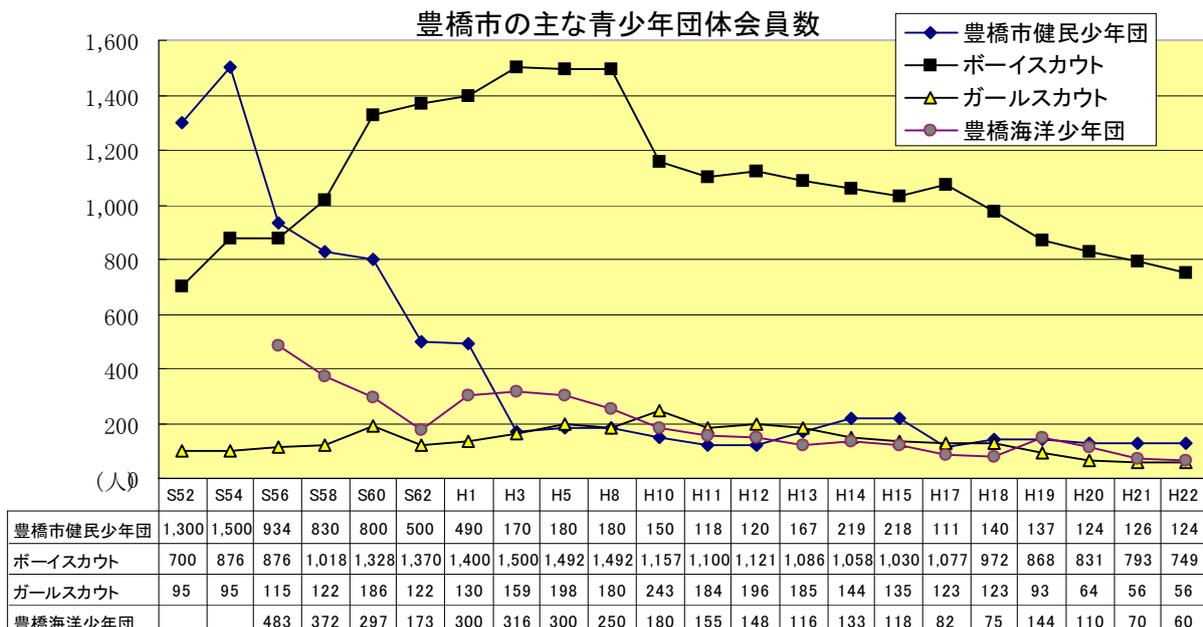
青少年を育む地域づくりとして、情報の提供や相談機能の充実、地域活動やスポーツ・文化活動の推進、国際交流等の充実が図られてきました。また、非行防止活動や環境浄化活動、児童虐待問題への対応などについては、予防対策及び早期発見、早期対応が進められてきました。

【課題】

平成21年の青少年問題協議会専門委員会の調査では、小中学生の地域活動への参加は、平成12年に比べどの活動も減少してきており、これまで多くの子どもたちが参加していた「盆踊りやお祭り」への参加でさえ減少してきています。「運動会やスポーツ大会」「キャンプやハイキング」といった催しへの参加も大幅に減少し、清掃やリサイクル運動等の地域におけるボランティア活動への参加も減って、この10年間で子どもたちと地域との結びつきがさらに弱くなってきていることが報告されました。

地域の子どもたちに関わる活動について、これに参加している保護者の割合も13.9%にとどまっており、父親の約4割が地域活動に参加していないなど、小中学生のみならず家庭自体が地域との結びつきが疎遠になっている現状もあります。また、本市における青少年の育成団体では、スポーツ少年団を除いて長期減少傾向にあります。〔図5〕

〔図5〕 豊橋市の主な青少年団体会員数 (各年4月1日)



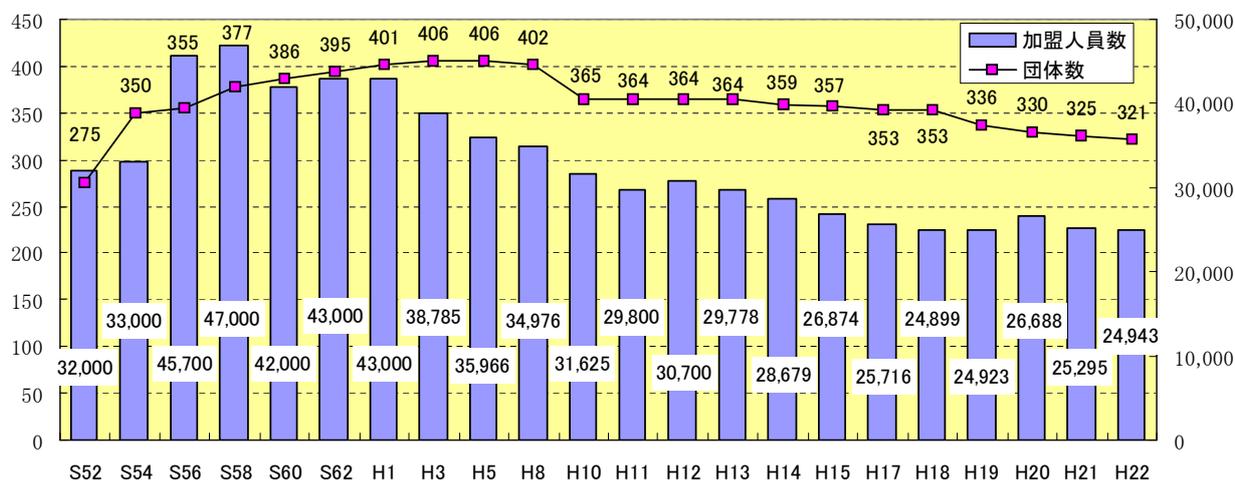
豊橋市子ども会連絡協議会でみると、平成13年から平成22年で、加盟子ども会数で約11%、加盟人数で約16%減少しています。[図6]

要因としては、保護者を含めた意識が「集団」の活動から「個」の活動に変化していること、保護者が役員などの役務を回避しようとする傾向などが指摘されています。

いずれにしても、これらの青少年の育成団体が、体験の場としてだけでなく、様々な世代の人達と交流し、コミュニケーション能力や自立心、公共心を養うなど、本市の青少年の健全育成へ果たしている役割は大きく、市が彼らの活動が継続・活性化するように支援することが望ましいと思われます。

また、地域においては、コミュニケーションや人間関係の希薄化に伴い、住民同士がつながりを失い、その活力が低下しているとの指摘もされています。学校・家庭・地域が手を携えて、地域ぐるみで子ども・若者を育てていくことが求められています。

[図6] 豊橋市子ども会連絡協議会の団体数・加盟人員数 (各年4月1日)



5 計画の基本的な柱

本計画の基本理念に、「とよはしユースプラン（豊橋市青少年健全育成計画 2010）」の課題、「第5次豊橋市総合計画」を踏まえて、新たに基本的な柱を次の4つとし、それぞれ施策の基本方針を示し、より実効性ある計画としていきます。

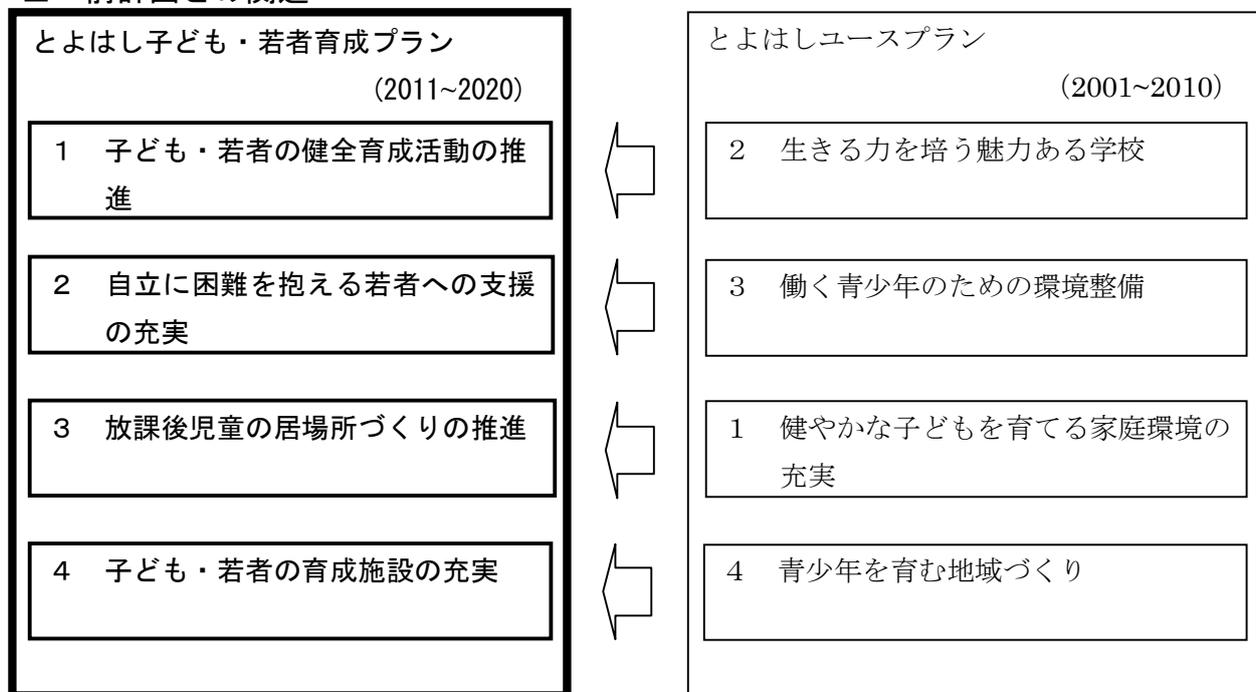
基本的な柱 1 子ども・若者の健全育成活動の推進

基本的な柱 2 自立に困難を抱える若者への支援の充実

基本的な柱 3 放課後児童の居場所づくりの推進

基本的な柱 4 子ども・若者の育成施設の充実

■ 前計画との関連



■ 策定のポイント

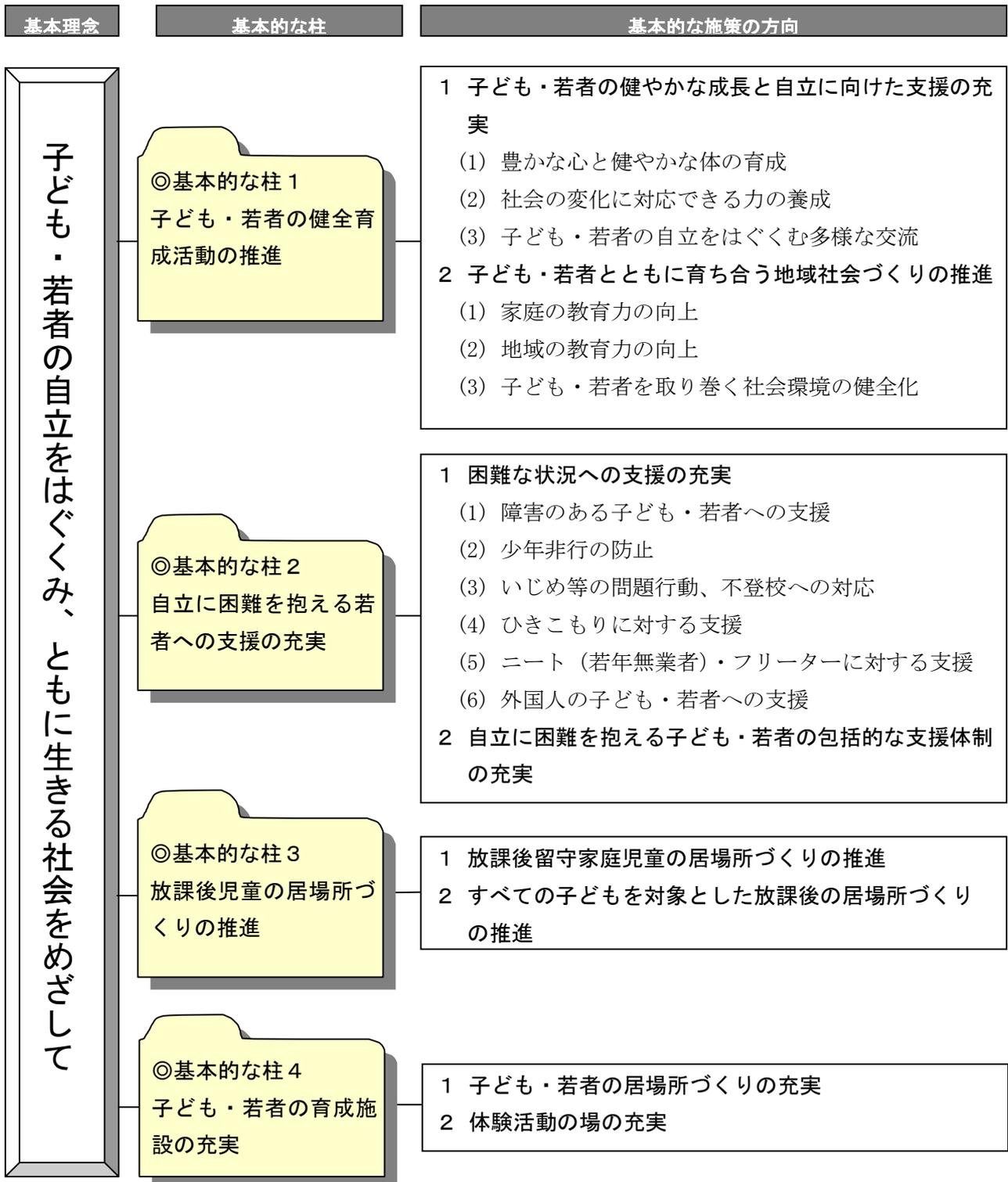
「若者への自立支援」

社会経済情勢の変化や厳しい雇用環境のもと、若者の社会的自立の遅れが問題となっています。若者が就業し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう支援する必要があります。

「地域ぐるみの育成支援」

地域においては、コミュニケーションや人間関係の希薄化に伴い、住民同士がつながりを失い、その活力が低下しているとの指摘がなされています。こうした状況の中、地域、学校、企業、行政などの連携を強化する必要があります。

6 計画の体系



7 子ども・若者の範囲と計画の対象者

愛知県と同様に、子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満としますが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も多数存在することから、これらの者も本計画の対象とします。

なお、健やかな成長の基礎を形成する学童期、心身ともに大きく成長する一方様々な悩みを抱える思春期、社会的な自立を図る青年期以降の子ども・若者に対する施策に重点を置きます。

また、本計画では、「子ども・若者育成支援推進法」にならい、従来の「青少年」に代えて「子ども・若者」という用語を使用しますが、この計画の対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」「少年」「青少年」等の用語を併用します。

各種法令などによる呼称と年齢区分

法令等の名称	呼称等	1	6	12	14	15	18	20	30	35	40	
民法	未成年者	[0歳～18歳]										
学校教育法	学齢児童	[6歳～12歳]										
	学齢生徒	[12歳～15歳]										
児童福祉法	児童	[0歳～18歳]										
	乳児	[0歳～2歳]										
	幼児	[2歳～6歳]										
労働基準法	児童	[0歳～15歳]										
	年少者	[15歳～18歳]										
勤労青少年福祉法(注1)	勤労青少年	[18歳～35歳]										
刑法	刑事責任年齢	[14歳～18歳]										
少年法	少年	[12歳～20歳]										
未成年者喫煙禁止法 未成年者飲酒禁止法	未成年者	[0歳～18歳]										
愛知県青少年保護育成条例	青少年	[12歳～18歳]										
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	[12歳～18歳]										
子ども・若者育成支援推進法(注2)	子ども・若者	[0歳～30歳]										
子ども・若者育成支援大綱「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月策定・国)(注3)	青少年	[12歳～30歳]										
	子ども	乳幼児期	[0歳～6歳]									
		学童期	[6歳～12歳]									
	若者	思春期	[12歳～18歳]									
		青年期	[18歳～30歳]									
ポスト青年期		[30歳～40歳]										

(注1) 法律上は規定なし。第8次勤労青少年福祉対策基本方針では、上限をおおむね35歳未満までとしている。

(注2) 法律上は規定なし。子ども・若者の範囲は、0歳～30歳代の者を含むとしている。(内閣府)

(注3) 思春期の上限は、おおむね18歳まで。青年期及び青少年の上限は、おおむね30歳未満までとしているが、特定の分野においては、青年期を過ぎた者を含め対象としている。